平成26年2月20日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官 平成22年(ワ)第20084号 特許権侵害差止等請求事件 口頭弁論終結日 平成25年10月29日

> 決 判

# 東京都千代田区<以下略>

21.24. 81											
	原	告	三	菱	電	機	株	式	会	社	
	同訴訟代理人弁護士		近		藤		惠			嗣	
			重		入		正			希	
	同訴訟復代理人弁	:護士	前		田		将			貴	
	同訴訟代理人弁理	土	加		薜	i i				恒	
	同補佐人弁理士		中	鶴			_			隆	
			打		木	:	-	達		也	
神奈川県伊勢原市<以下略>											
	被	告	株	式	会	<b>注</b>	土	ア	マ	ダ	
	同訴訟代理人弁護	士	高		梧	Ì	=	元		弘	

同 末 吉 亙

同補佐人弁理士

三 好 秀 和 男 豊 静 出

義 櫻 井 宏

雄

廣 瀬 文

主 文

- 1 被告は、別紙物件目録(2)記載の記憶媒体を製造し、販 売し, 販売のために展示してはならない。
- 2 被告は、原告に対し、1565万円及びうち850万 円に対する平成22年6月9日から支払済みまで年5分 の割合による金員を支払え。

- 3 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は,これを100分し,その1を被告の,そ の余を原告の各負担とする。
- 5 この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行する ことができる。

# 事実及び理由

### 第1 請求

- 1 被告は、別紙物件目録(1)記載のレーザ加工機(以下「被告製品」という。)を製造し、販売し、販売のために展示してはならない。
- 2 主文第1項と同旨(以下,別紙物件目録(2)記載の記憶媒体を「本件記憶媒体」という。)。
- 3 被告は、本件記憶媒体であって、別紙データ・フォーマット目録記載のデータ・フォーマットを有する加工条件ファイルを記憶させた記憶媒体において、E1~E9の少なくともいずれかの行の14列目(ラベルであるE1~E9を含む。)のデータとして102を入力し、E102の行の18列目(ラベルであるE102を含む。)のデータとして134を入力した加工条件ファイルを作成してはならない。
- 4 被告は、別紙物件目録(3)記載の加工ノズル(以下「本件加工ノズル」という。)を製造し、販売し、販売のために展示してはならない。
- 5 被告は、原告に対し、82億2115万円及びこれに対する平成22年6月 9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

# 第2 事案の概要等

本件は、レーザ加工装置を含む電気機械の製造、販売等を業とする株式会社である原告が、レーザ加工機を含む金属加工機械及び器具の製造、販売等を業とする株式会社である被告に対し、被告による被告製品、本件記憶媒体及び本件加工ノズルの製造、販売等が原告の有する3件の特許権(特許第31386

13号,第3512634号及び第3092021号。以下,それぞれを「本件第1特許権」,「本件第2特許権」及び「本件第3特許権」という。)の侵害に当たる旨主張して,特許法100条1項に基づいてこれらの製造,販売等の差止めを求めるとともに,特許権侵害についての損害賠償金82億2115万円(本件第1特許権につき75億6000万円,本件第2特許権につき5億9500万円,本件第3特許権につき6615万円)及びこれに対する不法行為の後である平成22年6月9日(訴状送達の日の翌日)から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める訴訟である。

前提となる事実,争点及び争点に関する当事者の主張並びに当裁判所の判断は,本件第1特許権につき別添1,本件第2特許権につき別添2,本件第3特許権につき別添3のとおりである。

### 第3 結論

以上によれば、本件第2特許権に基づく原告の請求は、本件記憶媒体の製造、販売等の差止め並びに1565万円及びうち850万円に対する遅延損害金の支払を求める限度で理由があるので、その限度で認容し、その余を棄却すべきものであり、本件第1特許権及び本件第3特許権に基づく請求は、いずれも理由がないので、これらを棄却することとする。

よって, 主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第46部

裁判長裁判官 長谷川 浩 二

裁判官 高 橋 彩

裁判官 植 田 裕 紀 久